

令和8年7月1日

事業者の皆様

京都市上下水道局
監理検査課検査担当課長

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、国交省の通知「[中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について](#)」(令和8年6月16日)を踏まえ、上下水道局においても、国の運用に準拠し、下記のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

記

1 対象工事

上下水道局発注の工事（工事に類する業務委託を含む。）を対象とする。

2 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材とする。

3 設計変更の流れ

- (1) 発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。

なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。

- (2) 調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

- (3) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

4 適用

本通知は、令和8年7月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用する。

なお、令和8年7月1日以前に入札契約手続きを開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。